

Kobayashi

Takaharu

Nojiri

2008.6

創刊号

小林市・高原町・野尻町 合併協議会だより



CONTENTS

法定合併協議会を設立

1市2町の合併へ向けて新たな出発

第1回協議会報告

合併の方式は編入合併、新市名称は「小林市」
合併新法の期限である平成22年3月までの合併を目指す

合併までのスケジュール

協議会からのお知らせ



4月1日

法定合併協議会を設立

1市2町の合併へ向けて新たな出発

小林市、高原町、野尻町の1市2町は、合併新法の期限となる平成22年3月までの合併を前提に、4月1日に法定合併協議会「小林市・高原町・野尻町合併協議会」を設立しました。4月17日に第1回協議会を開催し、今後、合併についての具体的な協議を進めていきます。



▲市役所玄関前に合併協議会の看板を掲げる会長の堀泰一郎・小林市長と副会長の日高光浩・高原町長、長瀬道大・野尻町長（写真左から）

会長あいさつ

小林市長 堀泰一郎

近年、国の厳しい財政状況や急速に進む少子高齢化など、市町村を取り巻く状況がますます厳しくなる中、地方分権の推進や道州制の議論が活発化するなど、私も市町村は将来に向けて、今まさに大きな変革の時期を迎えていると思います。

住民に最も身近な基礎的自治体であります市町村には、広域化する生活圈や経済圏に対応したまちづくりや高度な住民サービス、また、地方分権時代にふさわしい行財政基

盤の強化や自治能力の向上などが求められており、市町村合併はその有効な方策の一つであります。

さて、西諸地域では旧合併特例法下での合併を目指し、平成16年4月に1市2町1村での法定合併協議会を設置し協議を行ってまいりましたが、協議が不調に終わり誠に残念な結果となりました。

小林市としましては、平成18年3月20日に旧須木村との新設合併により新生小林市が誕生し、新市建設計画に基づいた新たなまちづくりに積極的に取り組んでいるところであります。

このような中、高原町、野尻町の住民説明会等での地域住民の皆様のご意向を受け、両町から並々ならぬご決意とご英断の上で、昨年12月に小林市に法定合併協議会設置の申し入れがありました。私も小林市としまして市議会のご理解を得まして、そのご決意を真摯に受け止めさせていただくこととし、本年3月6日に1市2町の首長が、合併を前提とした法定合併協議

会設置に対する最終意向確認と確認書の調印を行ったところであります。

1市2町では3月議会において法定合併協議会設置議案と予算関連議案を提案し、審議の結果、各議会で議案が可決され、議会での議決を受け4月1日に法定合併協議会を設置し、翌2日に県知事への法定合併協議会設置の届出を完了したところであります。

今回の法定合併協議会では、前回の協議経過や結果を検証し、1市2町の歴史や文化・伝統を尊重しながら、また健全財政や行政改革の視点を十分踏まえ、合併に関するさまざまな項目について、お互いに納得いただけるよう、真摯に協議を行っていきたくと考えているところであります。

本日も提案する事項は、平成22年3月までの合併新法下での合併を前提としたものであり、協議会のスケジュールとしましては、今年の10月までに協議を終了し、1市2町が合併の是非を判断した上で、各議会での議決を経て県知事に申請するという、前回より

もはるかに短期間での協議となります。委員の皆様方には大変ご苦勞をおかけいたしました。趣旨をご理解いただきまして、協議会の運営に特段のご協力を賜りたいと存じます。

副会長あいさつ

高原町長 日高光浩

高原町におきましては、国の地方分権の推進、少子・高齢化の進行、広域的行政課題への対応、厳しい財政状況への対応等を踏まえ、合併は避けて通れないとの認識の下で町民への情報提供や説明会を開催して参りましたが、概ね

町民の理解を得ることができたものと判断し、野尻町長さんと共に小林市長さんに合併協議会設置のお願いをしましたところであります。

小林市長さんと小林市議会におかれましては、両町の申入れを快くお受けいただき、去る4月1日に「小林市・高原町・野尻町合併協議会」が設置され、本日の第1回目の協議会開催となったところであります。この場をお借りしまして心からお礼を申し上げます。

さて、市町村合併は、関係住民の生活に大きな影響を及ぼすことから、合併協議会において地域住民の福祉の向上に資するか否かを公正かつ慎重に検討し、合併後の将来についての計画を作成することとされています。

今後、この協議会におきまして合併に関する多くの項目について協議をお願いすることになり、皆様方にも大きなご負担をお掛けすることとなりますが、将来に渡り西諸地域の一体的な均衡ある発展を推進していく上からも皆様方

の真摯な協議をいただきますようお願いいたします。

副会長あいさつ

野尻町長 長瀬道大

この度、小林市、高原町、野尻町によりまず法定合併協議会が設置され、大変ありがたく思っている次第であります。

皆様ご案内のとおりでございますが、先の1市2町1村によりまず法定協におきましては、野尻町は諸般の事情により途中離脱することになり、1市1町1村の皆様方に多大なるご迷惑をお掛けし、大変申し訳なく思っている次第であります。

その後、当町は自立の道を模索してまいりました。結果、7～8年は何とか自立で行けると判断いたしました。しかし、自治体を取り巻く環境は年を追うごとに厳しくなり、10年後あるいは20年後の将来を見すえた時に非常に厳しいものがあり、今、合併してお

かないと必ずや禍根を残すという強い思いの下、町民各位にその必要性を訴えてまいりました。

その結果、大方の町民にご理解いただき、去る3月議会におきまして法定協設置の議案が賛成多数をもって可決されました。

また、小林市におかれましては、高原町、野尻町の申し入れを温かく受け入れていただき、感謝しているところです。

さて、合併さえすれば各市町村が抱えている諸課題であります財政問題、地方分権の受け皿、少子高齢化、過疎化等々の問題がただちに解決されるか、サービスが目に見えて向上するかという点、そういうことはもちろんないと思

います。しかし、人口が増え経済が拡大し税収も増えたのは昔の話であり、このまま合併せず自立で行くとするならば、課題の解決はなおさら難しくなり、サービスはより低下していくものと思

に混乱しておりますが、今後、今以上に必ずや来るであろう幾多の困難を克服するために足腰の強いしっかりとした自治体を作り上げておく必要があると思

います。小林市を中心とした西諸地域は、霧島連山の北麓にあり、自然豊かで地理的にも恵まれ、また人情にも厚く多くの人材も輩出しております。

3人寄れば文殊の知恵と言いますが、西諸地域の3つの自治体が合併するならば、必ずや他の自治体に負けない基礎のしっかりとした立派な自治体に成り得ると思

います。なお、合併協議を進めていく上で堀市長さんもおっしゃいましたように、主張すべきは主張するもの、お互い譲り合う精神が肝要と思

います。我田引水にならないよう十分留意していかねければなりません。前回の轍を踏むことのないよう不転の決意で臨んでおりますので、どうぞよろしく



▲左上：あいさつする堀会長、右上：小林市選出委員、左下：高原町選出委員、右下：野尻町選出委員

第1回 協議会 報告

4月17日

合併の方式は編入合併、新市名称は「小林市」

合併新法の期限である平成22年3月31日までの合併を目指す

4月17日、小林市中央公民館において、第1回協議会を開催し、委嘱状交付、委員紹介が行われ、報告事項8件の説明と協議事項15件の協議・承認が行われました。

報告事項

協議会の設置までの経緯について

小林市・高原町・野尻町合併協議会の設置に至った経緯について報告しました。

協議会規約及び協議書について

協議会の組織や事務などを定めた「規約」と、1市2町の首長が協議会の運営に必要な事項をまとめた「協議書」について、説明と報告をしました。

幹事会規程について

幹事会の組織や運営に関して必要な事項を定めた、「幹事会規程」の説明と報告をしました。

専門部会規程及び分科会規程について

幹事会の下に設置する専門部会及び分科会の組織や運営に関して必要な事項を定めた、

●合併協議会設置までの経緯

平成18年 8月23日	住民発議による直接請求を受けた高原町長が、小林市長に対し、法定合併協議会設置について市議会への付議を照会。
11月 7日	小林市長が高原町長に対し、町民への説明・情報不足などを理由に、法定合併協議会設置を市議会へ付議しない旨を回答。同時に合併協議の条件として、編入合併など4項目を提示。
平成19年 6月 7日	小林市長、高原町長、野尻町長が合併に関して意見交換。
12月 5日	高原町長、野尻町長が小林市長に対し住民説明会の状況を報告
12月 9日	合併フォーラム（小林青年会議所主催）を小林市文化会館において開催。
12月27日	高原町長、野尻町長が小林市長に対し、大半の住民の理解が得られたとして、法定合併協議会設置の申し入れを行う。
平成20年 1月25日	小林市議会全員協議会において、編入合併とすることなど8項目の確認事項を了承。高原町、野尻町に対して確認事項を回答する。
3月 6日	小林市長、高原町長、野尻町長が合併協議確認書に調印。
3月19日	高原町・野尻町両議会において合併協議会設置議案を可決。
3月21日	小林市議会において合併協議会設置議案を可決。
4月 1日	法定合併協議会を設置。

「専門部会規程」及び「分科会規程」の説明と報告をしました。

事務局規程について

協議会の全般的な事務を行う事務局の職務などに関して必要な事項を定めた、「事務局規程」の説明と報告をしました。

財務規程について

協議会の予算や決算、収入及び支出の手続きなど、財務の取扱いに関して必要な事項を定めた、「財務規程」の説明と報告をしました。

委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について

協議会の委員の報酬などについて定めた規程の説明と報告をしました。

組織体制について

協議会の組織体制に関して説明と報告をしました。

委員名簿については7ページをご覧ください。

協議事項

会議運営規程について

協議会の会議は原則公開を基本方針とし、議事の進行、会議録の作成など、会議の運営について定めた規程が、原

案のとおり承認されました。

会議傍聴要領について

会議傍聴の留意事項について定めた要領が、原案のとおり承認されました。

小委員会設置規程について

協議会から付託された事項について調査・審議などを行う小委員会を設置するための規程が、原案のとおり承認されました。

会議録閲覧等規程について

会議録の閲覧や写しの交付について定めた規程が、原案のとおり承認されました。

平成20年度事業計画について

平成20年度の合併協議の内容、新市基本計画の策定、ホームページの開設などを盛り込んだ事業計画が、原案のとおり承認されました。

平成20年度予算について

歳入歳出それぞれ3千9百万円とする予算が、原案のとおり承認されました。6ページをご覧ください。

協議会スケジュールについて

協議会のスケジュールが、原案のとおり承認されました。スケジュールについては、7ページをご覧ください。

合併協定項目について

本協議会で協議する合併協定項目について、「基本的協定

項目」5項目、「合併特例法に規程されている項目」6項目、「その他必要な協定項目」14項目の計25項目を提案し、承認されました。合併協定項目については、左下の表をご覧ください。

事務事業一元化の基本的な考え方について

事務事業の一元化にあたって、調整案を策定するための基本的な考え方と調整方針の分類方法について、承認されました。

合併の方式について

「高原町、野尻町の全区域を小林市の区域に編入する『編入合併』とする」ことを提案し、承認されました。

合併の方式について

「合併の期日については、『市町村の合併の特例に関する法律（合併新法）』の期限である平成22年3月31日までに合併することを指すものとする」ことを提案し、承認されました。

合併の期日について

「合併の期日については、『市町村の合併の特例に関する法律（合併新法）』の期限である平成22年3月31日までに合併することを指すものとする」ことを提案し、承認されました。

新市の名称について

「新市の名称は、『小林市』とする」ことを提案し、承認されました。

新市の事務所の位置について

「新市の事務所の位置は、現在の小林市役所（小林市大字細野300番地）とする。編入された現在の高原町役場、野尻町役場の位置に総合支所を置き、それぞれ高原庁舎、野尻庁舎と呼称する。

・現在の紙屋支所については、出張所とする」ことを提案し、承認されました。

小委員会付託事項について

「協議議員・農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」、「新市基本計画・地域自治区等の設置の検討」に係る協議について小委員会に付託することを提案し、承認されました。

新市基本計画策定方針について

「市町村合併の特例に関する法律（合併新法）」に基づいて策定する新市基本計画について、5項目の指針などが原案のとおり承認されました。

新市基本計画策定方針について

新市基本計画策定方針については、6ページをご覧ください。

合併協定項目

● 基本的協定項目

1 合併の方式
2 合併の期日
3 新市の名称
4 新市の事務所の位置
5 財産及び債務の取扱い

● 合併特例法に規定されている協定項目

6 議会議員の定数及び任期の取扱い
7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
8 地方税の取扱い
9 一般職の職員の身分の取扱い
10 新市基本計画
11 地域自治区等の取扱い

● その他必要な協定項目

12 特別職の職員の身分の取扱い
13 条例、規則等の取扱い
14 事務組織及び機構の取扱い
15 一部事務組合等の取扱い
16 使用料、手数料等の取扱い
17 公共的団体等の取扱い
18 補助金、交付金等の取扱い
19 自治会・行政連絡機構の取扱い
20 町名・字名の取扱い
21 慣行の取扱い
22 国民健康保険事業の取扱い
23 介護保険事業の取扱い
24 消防団の取扱い
25 各種事務事業の取扱い

平成20年度事業計画

1 会議の開催

① 協議会の開催

- ・ 第1回の協議会を4月17日に小林市で開催
- ・ 会議開催日及び開催時間の原則
開催日毎月第4木曜日 ただし、第5木曜日がある場合は第5木曜日に開催する
会議時間午後1時30分～

② 幹事会の開催

- ・ 協議会前に、協議会提案事項について協議、調整を行う。

③ 専門部会・分科会の開催

- ・ 事務事業の一元化にあたって、事業や制度の比較検討を行い、課題や問題点を抽出、整理し、協議会に提出する調整案を策定する。

④ 小委員会の開催

- 協議会から付託された事項について、調査、審議を行う。
- ・ 議会議員・農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い小委員会
- ・ 新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会

2 情報提供及び広報啓発活動の実施

① 協議会ホームページの開設

- ・ 協議内容や議事録等を公表するとともに、協議会傍聴案内等も行い、広く情報提供を行う。

② 協議会だよりの発行

- ・ 合併協議会での協議内容、進捗状況等を広く情報提供することとし、各世帯（約23,000世帯）に配布する。協議会開催後に発行予定。

③ 新市基本計画(概要版)の配布

- ・ 新市基本計画の概要版を作成し、各世帯(約23,000世帯)に配布し、住民の理解を深める。

④ 先進地視察研修の実施

- ・ 専門部会及び小委員会の円滑な運営と調整作業の効率化を図るため、先進地視察研修を実施する。

3 調査・研究事業

① 条例・規則等の調査及び一元化

- ・ 行政制度・事務事業の調整結果を基に、現在の小林市の制度を基本とし調整を行う。

② 電算システム調査及び構築

- 電算システムの統合に向けて、システム及びプログラムの調査及び統合計画を作成する。

③ 新市基本計画の作成

- ・ 新市の将来を展望した長期的視野にたったまちづくり計画や合併した場合の財政見通し等の財政計画を作成する。

4 その他の事業

合併協定項目の検討

合併協定項目について、協議を行う。

平成20年度予算

【歳入】

(単位：千円)

科目	金額	説明
負担金	38,998	構成団体負担金
		小林市 19,775
		高原町 9,927
		野尻町 9,296
雑入	2	預金利子、情報公開複写料
合計	39,000	

【歳入】

(単位：千円)

科目	金額	説明
会議費	4,668	委員報酬・費用弁償、会議録作成手数料
事務費	14,105	旅費、消耗品、光熱水費など
事業推進費	19,727	業務委託料、協議会だよりの印刷など
予備費	500	
合計	39,000	

新市基本計画の策定方針

1. 計画策定の趣旨

本計画は、小林市、高原町、野尻町（以下「1市2町」という。）が持つそれぞれの地域の自然や環境に配慮するとともに、歴史・文化・伝統等を尊重し、1市2町が合併した場合のまちづくりの基本方針を定め、各市町の総合計画を踏まえて総合的な基本計画を策定するものとする。

これにより、1市2町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を図る具体的な施策の方向を示すものとする。

2. 計画策定の指針

- (1) 合併後の新市の施策については、有効性・効率性や緊急性・地域性などを十分検証し、真に必要なまちづくりに資する事業を選定する。
- (2) 単にハード面の整備充実だけでなく、ソフト面にも十分配慮した計画とする。
- (3) 公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域性や財政事情等を考慮しながら行うものとする。
- (4) 地方交付税、国・県補助金、地方債などの依存財源を過大に見積もらず、健全な財政運営に裏付けられた計画とする。
- (5) 本計画の実施を通して、地域住民の生活水準、文化水準等を高める役割を担うものとし、併せて行政の組織及び運営の合理化を図るものとする。

3. 計画内容

(1) 計画の対象区域

1市2町の区域

(2) 計画の期間

合併後、概ね10年間について定めるものとする。

(3) 計画の構成

本計画は、まちづくりの基本方針、それを実現するための主要施策、公共施設の適正配置と整備、財政計画を中心として構成する。

(4) 財政計画

① 策定の趣旨

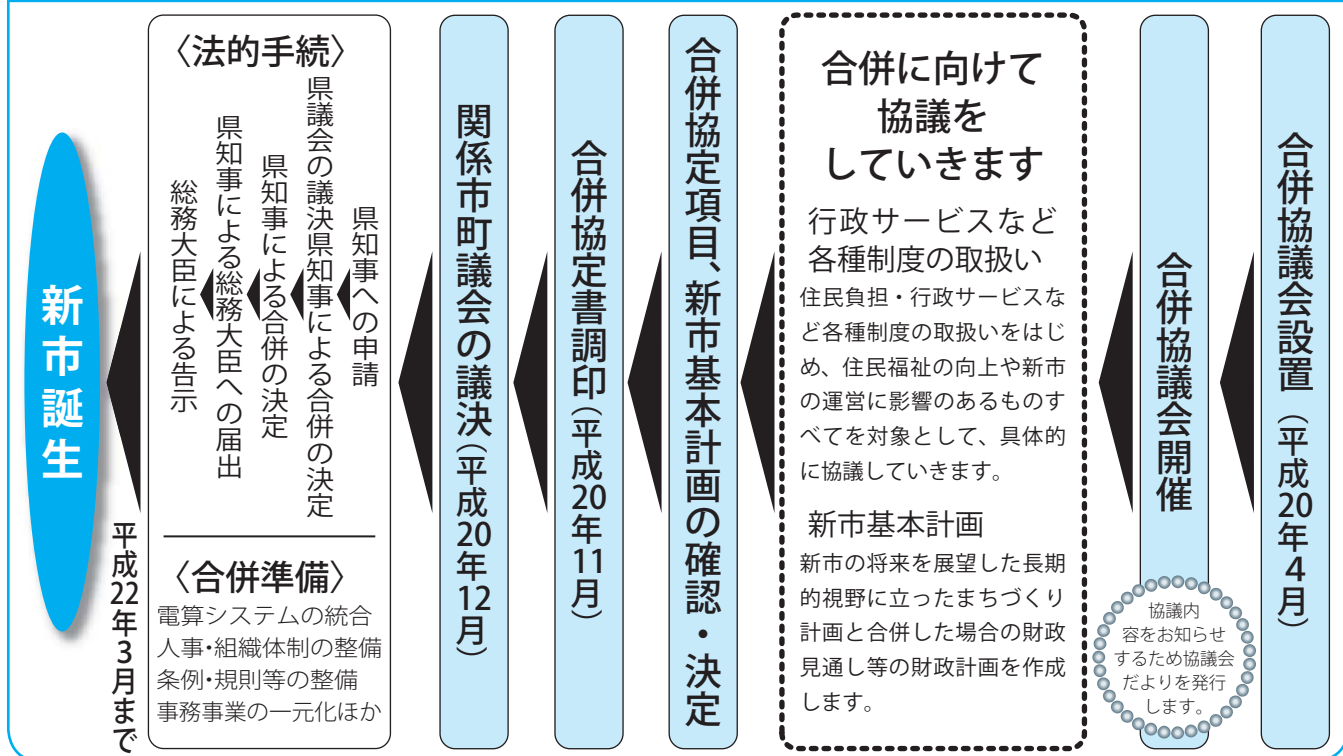
財政計画は、新市基本計画に定められた施策を計画的に実施していくために、今後の財政見通しを明らかにするとともに、長期的展望に立って、限られた財源の効率的な運用を図るなど、適切な財政運営を行うために策定するものである。

このため、財政計画は、現行制度を基本とし、新市の主要施策を推進するにあたって必要となる財源の見通しと、その重点的・効率的な配分など、計画的な財政運営を図る指針として策定する。

② 策定の基本的な考え方

合併後においても健全な財政運営を行うことを基本に策定するものとし、合併による歳入の削減効果、合併による市民負担やサービス水準への影響、更に国及び県による合併に係る財政支援等を反映させて策定するとともに、新市基本計画を財政面から検証することとする。

合併協議会のスケジュール



合併協議会委員等名簿

【委員】

小 林 市		高 原 町		野 尻 町	
役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
◎小林市長	ほり 堀 たいいちろう 泰一郎	○高原町長	ひ だか みつひろ 高 光 浩	○野尻町長	なが せ みちひろ 瀬 道 大
小林市議会議長	なか やしき けい じ 中屋敷 慶 次	高原町議会議長	いり さ ひろと 入 佐 廣 登	野尻町議会議長	ふち がつみ さだつぐ 淵 上 貞 継
小林市議会副議長	こ ばた とし はる 小 島 利 春	高原町議会副議長	し 清 みず きみお 清 水 公 雄	野尻町議会議員	ふく もと せい さく 福 本 誠 作
小林市議会議員	さい どう き いち 西 道 紀 一	高原町議会議員	まえ ほら じゅん いち 前 原 淳 一	野尻町議会議員	すぎ もと とよ と 杉 元 豊 人
小林市議会議員	く ぼ た やす ひろ 久保田 恭 弘	学識経験者	たけ のうち しょう いち 竹之内 昭 一	学識経験者	あか ざき みね お 赤 崎 峯 雄
小林市議会議員	しゅ だ しょう みや こ 首 藤 美也子	学識経験者	まる やま たかし 丸 山 崇	学識経験者	み こと なす お 見 越 南州男
小林市議会議員	まつ もと あさ のり 松 元 朝 則	学識経験者	せ とぐち みちこ 瀬戸口 美智子	学識経験者	くす もと ふ た み 楠 元 フタミ
学識経験者	なが の もと すけ 永 野 本 助	学識経験者	はら だ とみ お 原 田 富 雄	学識経験者	たけ やま あき のり 竹 山 昭 徳
学識経験者	やま だ ふく お 山 田 福 雄	【顧問】			
学識経験者	た ね だ よ いち 種子田 與 市	宮崎県市町村合併支援室長	さか もと よし ひろ 坂 本 義 広	宮崎県西諸県農林振興局長	こう だ えつ お 後藤田 悦 男
学識経験者	さか もと しん べい 坂 本 新 平	【監事】			
学識経験者	にし おか おさ なり 西 岡 長 成	高原町会計管理者	なか その やす とみ 中 園 康 與	野尻町会計管理者	さ こう しげ なり 酒 匂 重 成
学識経験者	しもべつぷ あきら 下別府 明	◎：会 長、○：副会長 (敬称略・順不同)			
学識経験者	たか いわ つづこ 高 岩 都津子				
学識経験者	りゅう じん とよ み 龍 神 豊 美				
学識経験者	さか した みちよ 坂 下 実千代				

合併ちびもQ&A

Q 市町村合併は重要な問題なので、時間をかけて、じっくりと検討すべきではないですか？

A 地方分権の進展、少子高齢化、住民ニーズの多様化・高度化、財政状況の厳しさなど、市町村の置かれている今の状況を考慮すると、市町村合併の課題に結論を出すことは避けられないため、合併は市町村が当面する最重要課題です。

さらに、様々な特例措置を定めた市町村の合併の特例に関する法律（合併新法）の期限である平成22年3月を目途として、合併の実現に向けて早急に取り組むを進めることが重要ですので、住民の皆さんと市町村、県、国が一体となって、解決できるように努力していかねばなりません。

市町村合併は、ある時期の地方行政の関係者が責任をもって、解決、判断しなければいけない課題で、今がまさにその「ある時期」であるといえます。

【編集・発行】

小林市・高原町・野尻町合併協議会
〒886-8501 小林市大字細野300
TEL 0984-23-7035 FAX 0984-25-1037
E-mail:ktn-gappei@city.kobayashi.lg.jp
URL :http://toweb.city.kobayashi.lg.jp/ktn-gappei/

各市町の合併担当窓口

小林市合併推進室
TEL.0984-23-7035 FAX.0984-25-1037
E-mail:ktn-gappei@city.kobayashi.lg.jp

高原町まちづくり推進課
TEL.0984-42-2111 FAX.0984-42-4623
E-mail:machi@town.takaharu.lg.jp

野尻町総務企画課
TEL.0984-44-1100 FAX.0984-44-0649
E-mail:soumu-kikaku@nojiri-town.jp

合併協議会・小委員会を傍聴してみませんか。

第3回合併協議会

日時 平成20年6月26日(木) 午後1時30分～
場所 野尻町農村環境改善センター

第2回協議会議員・農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い小委員会

日時：平成20年6月26日(木) 午前9時30分～
場所：野尻町役場2階大会議室

第2回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会

日時：平成20年6月26日(木) 午前9時30分～
場所：野尻町農村環境改善センター研修室

※日程については変更する場合がありますので、事前に事務局へご確認ください。

ホームページを開設しました。

<http://toweb.city.kobayashi.lg.jp/ktn-gappei/>

ホームページの内容

- 協議会について
協議会とは？ 3首長あいさつ 組織図
委員名簿 規約・規程 事務局紹介
- 協議会開催状況
開催日程 協議会資料・会議録
小委員会資料・会議録
- 協議会だより
- お知らせ
協定項目一覧表、事務局ひとりごと等
- リンク
小林市 高原町 野尻町 宮崎県
総務省 西諸広域 北霧島の各HP



事務局体制が整いました。

4月1日から小林市役所4階に合併協議会事務局が設置、小林市から4人、高原町から3人、野尻町から3人の職員が配置され、計11人(臨時職員1人)の事務局体制が整いました。

事務局体制は総務、調整、計画、システムの4グルー



プで編成し、合併協議が円滑に進むように日夜努力しています。地域の将来について、住民の皆さんと一緒に考えていただけるような機運づくりをしていきますので、お気軽に事務局にお立ち寄りください。

こちら編集室

4月は新入学、新社会人、新年度など、いろいろな意味で新たなスタートの月です。合併協議会も4月から1市2町での協議が再び始まりました。前回の協議経過や結果を検証しながら、住民の皆さんが納得できる協議をしていくためには、1市2町がお互いに情報を共有し、住民の皆さんが地域の将来について考えていただけるように努力していくことが大切だと思います。限られた時間の中での協議となりますが、事務局もできる限りの努力をしていきたいと思っております。

今春に新芽が芽吹いた新たな合併協議会が、前回の協議を教訓(肥料)として、今年の秋から来年の新春にかけて、合併に向けて大輪の花を咲かせることを心から祈っています。

(一)